

弾劾的冒頭陳述

弁護士 作花知志

- 1 平成21年5月から、裁判員裁判が始まりました。裁判員裁判がこれまでの刑事裁判と大きく変わる点はいくつもあります。弁護人としては、その変化を是非とも弁護側に有利に導きたいところです。ただ、なにぶん始まったばかりの制度ですので、弁護人として何をどのようにすれば、裁判員裁判で有利な訴訟活動ができるのか、思うような判決を得ることができるのか、という点については、皆手探りの状態で、まさにこれからさまざまな考え・提案がされることと思います。
- 2 私は、この小論で、冒頭陳述に注目したいと考えています。裁判員裁判がこれまでの刑事裁判と大きく変わった点の一つに、弁護側も冒頭陳述が必要的となったことが挙げられます。では、弁護側はいかなる冒頭陳述を行えば、裁判員裁判を有利な方向に導くことができるのでしょうか。裁判員の心証を掴む冒頭陳述とは、いかなるものなのでしょうか。
- 3 いわゆる日弁連の法廷弁護技術研修においては、アメリカの NITA メソッドが導入された結果、「冒頭陳述ではストーリーを語れ。」とされています。NITA メソッドでは、検察官が冒頭陳述で検察側のストーリーを語った後、弁護人は、弁護側のストーリーを、まさに映画の予告編のように、これから証拠調べで現れる事実として語る、それが理想的な冒頭陳述だ、とされているのです。
- 4 しかし、弁護人は、実は冒頭陳述の段階で、既に大きなハンデを負っていることに、私たちは注目しなければなりません。アメリカの陪審員制度では、弁護側の冒頭陳述は、①検察官の冒頭陳述のすぐ後に行うことも、②検察官の証拠調べ終了後、弁護側の証拠調べの前に行うことも許されているそうです。ところが、アメリカでの調査によると、①の場合と比較して、②の場合に無罪となる割合は、著しく低い、ということが分かっているそうです。つまり陪審員は、その心証を証拠調べに現れる証拠からではなく、冒頭陳述の内容によって取っている場合が多い、ということが言えるのです。

とすると、日本の裁判員裁判において、検察官によって冒頭陳述がなされ、既に有罪の心証が築かれつつある裁判員に対し、弁護人が単に別のストーリー（弁護側の考えるアナザーストーリー）を述べるだけで、その有罪の心証は晴れるのでしょうか（無罪を主張する事件で、裁判員の心証を晴らすような弁護側のアナザーストーリーが語ることができる事件なら、きっと起訴されていないのではないのでしょうか）。

- 5 岡山弁護士会では、平成20年から約1年間に渡り、岡山法廷弁護技術研修を行ってきました。私はその研修会のすべてに司会役として参加致しました。私が研修会で会員の方々がされている訴訟活動を拝見して強く思ったことは、冒頭陳述・証人尋問・最終弁論を通じて、そこで言葉として語られる「事実」が、説得力を持って用いられ、それが積み重なれば積み重なるほど、強く心証に影響を与えるということでした。その意味で、冒頭陳述を軽視するべきではなく（単に弁護側の考えるストーリーを語ればいい、などと考えるのではなく）、検察官が冒頭陳述で語ったストーリーを積極的に弾劾するような事実を具体的に、弁護側冒頭陳述の段階で摘示し、それを弁護側のストーリーに組み入れた弁護側の冒頭陳述こそが望ましいのではないかと、思うのです。私はそれを、弾劾的冒頭陳述と呼びたいと思います。

弾劾的冒頭陳述を行えば、検察官の冒頭陳述のストーリーに対する弾劾的事実に注目を集めた状態で裁判員に証拠調べに臨んでもらえ、そこで弾劾的事実が証人の口から発せられることで、裁判員の心証に強い影響を与えることができると思われます。

- 6 日弁連編『公判前整理手続を活かす』（現代人文社、2005年）131頁以下には、裁判員裁判における予定主張記載書面の例が掲載されています。刺身包丁で被害者を突き刺した殺人未遂事件で殺意を争う場合の予定主張記載書面（それが公判における冒頭陳述へと変化するのですが）の例として、「被告人は被害者を脅すために自宅から刺身包丁を持ち出したにすぎない。被害者が被告人に突進してきたため、被告人が咄嗟に両手を前に突き出したところ、握っていた包丁の刃先が被害者の方に向き、その後、被害者が被告人に身体をぶつけてきた結果、被害者に包丁が突き刺さったのである。」という弁護側のストーリーが記載されています。しかし、包丁が被害者の身体に

突き刺さった、それも腹部だった、という検察官の冒頭陳述を聞いた後で、このような弁護側のストーリー（それはある意味言い訳を述べているような内容です。）を語るだけで、既に検察官の冒頭陳述によって有罪の心証を抱きつつある裁判員の心証を晴らすことができるのでしょうか。

弁護側としては、殺意があったという検察官のストーリーを弾劾する具体的な事実を冒頭陳述で摘示するべきです。例えば①被告人が自宅から包丁を持ち出した際、台所には（普段魚を切るために使う）刺身包丁だけではなく、（普段肉を切ることに使う）洋出刃包丁があった。被告人は、台所の水洗いの上に置いている洋出刃包丁を見たものの、それを手に取ることはせず、わざわざ引き出しの扉を開けて、刺身包丁を取り出し、自宅を出た。②被告人は、刺身包丁を持って自宅から出る際、靴のかかとを踏んづけたままの状態、歩いて行った。被害者の身体に包丁が刺さった段階まで、被告人は靴のかかとを踏んづけた状態にしていた（殺そうとするなら、相手の抵抗に遭ってもいいように、靴をきちんと履くはずです。）。③被告人は、被害者を見つけた瞬間、刺身包丁を掲げて、大きな声で被害者の名前を呼んだ（殺そうとするなら、包丁を被害者に隠して近づき、刺そうとするはずです。）、などの弾劾的事実を弁護側の冒頭陳述で具体的に摘示することで、裁判員に（検察官のストーリーに）疑いを持って、証拠調べに望んでもらうことができるようになります。

- 7 弁護人の冒頭陳述においてもストーリーは語られるべきでしょう。しかし、それだけに終わるべきではないのではないのでしょうか。検察官の冒頭陳述において既に裁判員が有罪の心証を抱きつつある段階において、その心証を払拭するような事実（具体的な弾劾的事実）を、弁護人は冒頭陳述において摘示し、その後始まる証拠調べにおける裁判員の注意を、その事実に集める工夫が必要ではないのでしょうか。

以上

主尋問

弁護士 作花知志

1 それではこれから、主尋問について、ご説明させていただきます。

主尋問においては、主役は証人であって弁護人ではありません。主尋問では、尋問者の存在が、裁判員の方々の意識から消えるような尋問こそが望ましいわけです。そのため、主尋問ではオープンな質問、つまり証人が質問に対して自ら説明を行うことができる質問こそが望ましく、誘導尋問、つまり「はい」「いいえ」で答えられる質問はしてはいけない、とされているのです（誘導尋問では、事実を述べているのは尋問者であって、証人ではないことになります。）。

仮に、主尋問で例えば「証人はその時、犯人の顔を見たのですよね。その犯人は被告人だったのですよね。」との質問をして、証人がとまどいながら「は、はい。」と答えても、裁判員の方から見ると、「本当だろうか。」と思ってしまうわけです（尋問者にそう言われたので仕方なく「はい。」と言ったのではないか、と思われます。）。主尋問で誘導尋問をしてしまうと、せっかくの証言の信用性が失われてしまう結果となるのです。

しかし、「誘導尋問、つまり、『はい』か『いいえ』で答えることができる質問をしてはならない。」と言われても、聞き方のイメージが掴みにくく、どのように聞けばいいのか途方に暮れてしまうところです（実際、アメリカ式の法廷弁護技術研修であるNITA研修における実演者は、誘導尋問絶対禁止と言われ、必ず途中で質問自体ができない状態となります。）。誘導尋問ではない質問方法として、「それからどうしましたか。」「その後どうしましたか。」という例えが挙げられます（NITA研修でも、「北海盆歌尋問『それからどうした』は常に正しい主尋問である。」と教えられました。）。しかし、では「それからどうしましたか。」という質問を尋問で多様しても、尋問者が得たい証言・供述を確実に得られるとは限りませんし、証人の証言内容を的確にコントロールすることができなくなる可能性があります。

よって、主尋問では、具体的な質問と「それからどうしましたか。」を巧みに使い分

け、求める証言を得る、という視点が大切となってきます。そして、そこにいう具体的な質問とは、5W1H、つまり、Who（誰が）、What（何が）、When（いつ）、Why（なぜ）、Where（どこで）、How（どのようにして）、という質問内容ということになります。

これら具体的な質問と、それに対する証言・供述がなされることにより、自然に物語が語られ、その信用性も得られる、ということになるのです。その意味で、主尋問は、一件シンプルに見えて、実は非常にテクニカルな分野であり、その意味で非常に興味深い分野でもある、といえるかもしれません。

主尋問を、調書での記載でイメージしますと、以下のようになるでしょう。

そこには誰がいましたか。	〇〇〇がいました。
そこで何がありましたか。	●●●がありました。
そこにはいつ行きましたか。	平成△年△月△日の午後△時頃に行きました。

これに対して、反対尋問では、誘導尋問（「はい」「いいえ」で答えられる質問）をしなければならない、とされています。詳しいことは「反対尋問」の資料をご覧くださいますが、証人に客観的な事実（①争いのない事実、②自己矛盾供述）をつきつけて、それを認めさせることによって、証人が言い訳ができるスペースをどんどんと狭くして証人を追いつめていくのが反対尋問ということになります。

反対尋問では、調書での記載でイメージしますと、以下のようになります。

〇〇〇でしたね。	はい。
●●●でしたね。	はい。
△△△でしたね。	はい。

主尋問では誘導尋問をしてはならない、という点については、もう一つ注意するべ

きことがあります。それは、尋問の基礎がないと誘導尋問となってしまう、ということとです。これもN I T A研修での指導方針なのです。

例えば以下のような質問は誘導尋問となります。

「証人、あなたはその後どこに行きましたか。」

「交差点に行きました。」

「信号は何色でしたか。」

なぜこれが誘導尋問となるか、と申しますと、交差点に信号がある、という事実の確認がなされていない段階で、信号の色を問う質問がされているからです。証人がその交差点には信号があった、との証言をしていないにもかかわらず、信号の色を問う質問をすると、信号があった、という事実について誘導尋問となるのです。これを「尋問の基礎がない。」と称します。

2 ここでは、さらに主尋問に求められる点をご説明いたします。

①まず「1つの問いに1つの事実」ということについてです。

細かな事実を積み重ねていくことが、尋問の基本となります。より細かな事実を積み重ねることで、裁判員の方々の頭の中に、より具体的な映像が浮かぶ、ということになるのです。

「1つの問いに1つの事実」がポイントとなる点は、主尋問も反対尋問も同じなのですが、日本弁護士連合会編『法廷弁護技術[初版]』（日本評論社、2007年）第7章反対尋問111頁には「ひとつの質問は、なるべく個別的で簡潔にすべきである。ひとつの質問が、速記録1行で収まるのが理想である。一文の中に複数の問いが含まれるような複合質問は禁忌である。」と記載されております（なお、2005年11月の刑訴規則改正で、規則199条の13第1項として、「訴訟関係人は、証人を尋問するに当たっては、できる限り個別的かつ具体的で簡潔な尋問によらなければならない」と規定されるに至りました。「具体的で簡潔な」の部分が追加された文言です。）。

例えば、「彼はハンカチを投げました。」という事実も、より細かく見ると、「彼はまず右手を右ポケットに入れました。その後右手の指でポケットの中に入っていたハ

ンカチを掴みました。次に彼は、ハンカチをポケットから取り出しました。さらに彼は、右手を後ろに動かし、その後今度は前に動かし、そしてより上に動かしました。その後ハンカチが指から離れ、ハンカチは地面に落ちました。」という事実に分けることができるわけです。より細かな事実を積み重ねることにより、より具体的な映像が、裁判員の方々の頭の中に浮かび上がる、ということになるのです。

②次に、主尋問の展開についてです。主尋問は、4つの要素から成り立っている、とされています。その要素とは、①自己紹介、②導入、③舞台、そして④アクション（動作）です。

主尋問では、まず①証人・被告人の自己紹介的な質問から入るのが理想的である、とされています。また、その段階で、証人・被告人に人格を与えるような質問が求められる、ともされています（例えば「被告人」ではなく実名で呼びこと、人格を与える質問をすることなど）。これらはいずれも、裁判員の方々に、自分と同じ生活をし、同じ社会で生活をしている人なんだ、と思ってもらおうという効果を目的としたものです（さらに、証人が専門家である場合には、証人がこれから証言しようとする専門領域について十分な学識経験を有しており、その意見が価値のあるものであることを裁判員の方々に知ってもらおうことが目的となります。）。

主尋問では、①証人・被告人の自己紹介の後、②導入へと進みます。導入とは、証人と事件との関わり合いを示す事実を意味します。そしてその後、質問は、③舞台、つまり出来事が発生した場所や発生までの証人の行動について行われた後、④アクション（行動）、つまり犯行そのものへと進むことが理想的です。

例えば高橋一郎事件における被害者妻の証人尋問では、まず①妻の自己紹介、次に②事件が発生した日や発生した場所（自宅）のこと、そして③事件が発生した時間帯（午後11時20分頃）、事件発生までの証人の行動、そして事件が発生した場所（自宅の2階）、最後に④発生した犯行そのものについて、と質問を積み重ねていくことが、裁判員の理解という点から望ましい、とされているのです。

③尋問のスタイル

主尋問のスタイルにも、以下のようなものがあります。いつも同じ型の尋問をしていたのでは、証言は単純となり、裁判員の方々の注意はそがれます。証言にリズムとメリハリをつけるためにも、尋問のスタイルを適宜変える必要があります。

単純質問型「6月3日の夜、あなたはどこにいましたか。」

命令型「裁判官と裁判員の皆さんに、6月3日の夜、あなたがどこにいたか述べてください。」

招待型「6月3日の夜、あなたがどこにいたのか、裁判官と裁判員の皆さんに説明していただけますか。」

3 ループクエスチョンによる印象づけ

主尋問では、「ループクエスチョン」という技法があります。ループクエスチョンとは、証人の証言に現れた重要な事実を、別な質問の中に取り込み聞くことで、強調したい事実を自然に繰り返す技術です。

主尋問では重複尋問が禁止されていますので(刑訴規則199条の12第2項2号)、重要な事実であっても、それを繰り返し質問することができません。ですので、ループクエスチョンを用いて、重要事項を裁判員に印象づけようとする技法です(ただし、主要なポイントでのみ用いるべき、とされています。多用すると、逆に耳障りとなり、物語の進行を妨げることになります。)。例えば以下ようになります。

証人「掌に血がついていることに気付きました。」

質問「血のついた掌というのはどちらの手のひらですか。」

証人「右手です。」

質問「右手の掌の上の血はどのくらいの大きさでしたか。」

証人「卵くらいの大きさでした。」

質問「卵くらいの大きさの血の塊が掌についていることを発見したあなたは、どうしたのですか。」

証人「手を洗うために流し台に行きました。」

4 尋問における書面や物の利用(刑訴規則199条の10～12)

これまで弁護人は、証人尋問や被告人質問において、その供述を明確にするために、書面や物を利用することを、あまり積極的には行ってきませんでした。しかしながら、裁判員裁判においては、それはとても有効な手法となります。NITA 講師は、「耳で聞いただけの話は、尋問終了後には、3割の陪審員しか覚えていない。図面だけで説明を受けただけの話も、尋問終了後には、3割の陪審員しか覚えていない。でも、両方使用すると、7割の陪審員が覚えている。では9人の7割は何人か。6人である。6人とはまさに、裁判員の数である。」と説明して、その有効性を強調されております。

尋問における書面や物の利用については、刑訴規則199条10から12までに規定がなされております。

刑訴規則199条の10

1項「訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる。

2項「前項の書面又は物が証拠調べが終わったものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。」

- ・ 刑訴規則199条の10については、刑訴規則199条の11及び12とは異なり、示すことについて裁判所の許可は不要です。同条項では裁判所の許可が不要なのは、「証言が物を助けるから」である、と説明されております。物そのものでは事実を把握できない場合に、それを証人に示して証言を得ることで、物に意味が付与されることになるのです。

刑訴規則199条の11

1項「訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するた

め必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）は物を示して尋問することができる。」

2項「前項の規定による尋問については、書面の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。」

3項「第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。」

- ・ 刑訴規則199条の11は、記憶喚起のための書面等の提示を規定しています。
- ・ 同条項では、示すことについて裁判所の許可が必要です。書面等が証言に不当な影響を与える可能性があるからです。
- ・ 同条項では、「供述を録取した書面を除く」と規定され、記憶喚起のために供述を録取した書面を用いることは禁止されています（ただしそれが自己矛盾供述調書まで除く趣旨なのかについては、資料「反対尋問」参照。）。
- ・ 同条項で供述を録取した書面が除かれているのは、「物が証言を助けるから」である、と説明されています。供述を録取した書面そのものを見せてしまうと、そこに記載された内容を証言する可能性が高く、記憶に基づく証言ではなくなってしまう可能性があるからです。
- ・ 刑訴規則199条の11によって示すことができる書面には、供述を録取した書面を除き制限がありません（ただし証拠調べ済みでない証拠を示す場合には、事前に相手方当事者に閲覧させることが必要です（199条の11第3項）。これは、証拠として採用されているものそのものではなく、それを拡大して使用する場合には、やはり事前に相手方当事者に閲覧させることが必要となります。）。

刑訴規則199条の12

1項「訴訟関係人は、証人の供述を明確にするため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、図面、写真、模型、装置等を利用して尋問することができる。」

2項「前項の場合には、第199条の10第2項の規定を準用する。」

- ・ 刑訴規則 199 条の 12 は、証人の供述を明確にするために図面、写真、模型、装置などを利用することを認める規定です。利用するものは、何でも構いません。テーブルやバスタブを法廷に持ち込むことも許されます。
- ・ ただし、同条項では裁判所の許可が必要とされています（裁判所の許可を受けるのは「利用して尋問すること」についてであって、「示すこと」についてではないことに注意が必要です。）。
- ・ 同条項には、凶器を使った実演なども含まれることになります。
- ・ 凶器を使った実演を行う場合、その実演前に、証人にすべて言葉で語らせてから実演を行うことが有効です。
- ・ 実演で使用するナイフの扱い方も重要です。検察官は、とても危険な凶器である、として扱い、弁護人は鉛筆のようなものとして扱う必要があります。扱い方で印象づけることができるのです（NITA 講師の友人の弁護士の失敗談として、証拠物件のマシンガンで実演を行ったが、銃口を陪審員に向けて持って行ってしまった、との話がありました。）。
- ・ 刑訴規則 199 条の 12 第 2 項も、証拠調べ済みでない証拠を示す場合には、事前に相手方当事者に閲覧させることが必要としています。
- ・ 使用する図面の内容が、証言を誘導するものを含んではいけません（これは刑訴規則 199 条の 11 で書面等を提示する場合にも当てはまります。）。例えば証拠調べ済みの図面の拡大図を使用する場合、その拡大前のオリジナルの書面に血痕の跡が記載されており、それが証言を誘導する可能性がある場合には、血痕の跡を消した図面を用意する必要があるのです。その場合は証拠調べ済みの証拠とは異なる証拠を用いることになるので、刑訴規則 199 条の 12 第 2 項により使用前に相手方当事者に内容を閲覧する機会を与える必要があるのです（使用する見取図に立会人の指示説明（関係者の位置関係や距離）が記載されている場合も同様です。答えそのものが図面に示されているのであるから、誘導尋問となってしまいます。）。

- ・証人に図面を示した直後、まず、図面の内容が間違いないかについて、正確性の信用を付与する質問を必要があります。「これは何ですか。」「どうしてそれが分かるのですか。」「何か違うところはありませんか。」などです（「この図面が何か分かりますか。」は誘導尋問となります。「はい」、「いいえ」で答えられるからです。）。
- ・目撃状況を再現させそれを写真に撮るという方法の尋問にも誘導（誤導）を伴うことがあることに注意する必要があります。例えば、人形を被告人に見立て、証人に被害者役をさせて、「あなたが目撃したときの被告人と被害者の状態を示してください。」という尋問を考えてみましょう。この場合、被告人＝人形、被害者＝証人という誘導が含まれているわけですが、被告人の身長や体格が人形と同じだという保証はないし、同じく被害者と証人が同じだという保証もありません。被告人が被害者の腹を膝蹴りにしたというような事件では、ひざの位置や打撃を受けた腹の位置関係が問題となるので、この誘導は致命的な誤導になってしまう可能性があります。さらに、目撃者がそのとき被告人と被害者の身体のすべての部位を目撃していたとは限らない（通常それはありえない）のですから、全体の再現を求めることは多かれ少なかれ推測や意見を求める尋問を含むことになります。したがって、証人に再現させる前にその証人がどの範囲の事柄を目撃していたのかを確定して、再現が、許される推測（刑訴法156条1項）の範囲にとどまることを確認する必要があるのであって、それをせずに、いきなり全般的な再現を求めるのは「証言の基礎がない尋問」ということになります（日本弁護士連合会編『法廷弁護技術[第2版]』（日本評論社，2009年）第11章 証人尋問における書面や物の利用 206頁以下）。
- ・刑訴規則199条の10ないし12で図面や物を利用して尋問をしたときは、利用した図面や写真などを公判調書に引用してもらうこと（規則49条）忘れないことが必要です。そうしておかないと、せっかくの証言内容が訴訟記録に残らないことになります。また、上訴審の裁判官は記録を見てもどのような証人尋問が行われたのか理解できなくなります。

以上

反対尋問

弁護士 作花知志

1 それではこれから、反対尋問について、お話をさせていただきます。

皆さんは既に、主尋問の研修を終わられています。そして、その研修で学ばれたとおり、主尋問における主役は証人であって弁護人ではありません。主尋問では、尋問者の存在が、裁判員の方々の意識から消えるような尋問こそが望ましいわけです。そのため、主尋問では誘導尋問、つまり「はい」「いいえ」で答えられる質問は、してはいけないのです。仮に、主尋問で例えば「証人はその時、犯人の顔を見たのですよね。その犯人は被告人だったのですよね。」との質問をして、証人がとまどいながら「は、はい。」と答えても、裁判員の目から見ると、「本当だろうか。」と思ってしまうわけです（尋問者にそう言われたので仕方なく「はい。」と言ったのではないか、と思われます。）。主尋問で誘導尋問をしてしまうと、せっかくの証言の信用性が失われてしまう結果となるのです。

それに対して反対尋問は、主尋問とは全く逆になります。つまり、反対尋問では、主役は弁護人であって証人ではないのです。

反対尋問では、弁護人が主役です。ですので、尋問者である弁護人は、誘導尋問を行わなければなりません。誘導尋問とは何か。それは「はい」「いいえ」でしか答えることができない質問をする、ということの意味します。言い換えますと、証人が説明（言い訳）を行えない質問（クローズドクエスチョン）をし、証人が説明（言い訳）を行える質問（オープンクエスチョン）をしてはならない、ということです。尋問者が誘導尋問により証人をコントロールするのが反対尋問である、ということになります。

2 それでは、なぜ反対尋問では、誘導尋問を行うのか、についてご説明したいと思います。題材は、東京でのN I T A研修で用いられましたケースです。

そのケースでは、事件発生時における被告人の行動時間の不自然さが問題とされました。被告人の供述どおりだとすれば、もっと早く場所の移動ができたのではないか、

という点が問題とされたのです。

2008年の1月に東京で行われたN I T A研修で、被告人に対して、講師の方は次のような反対尋問をしました。

①交通渋滞はなかったですね。

②交通事故もなかったですね。

③道路工事もなかったですね。

④夜11時過ぎなのでスクールバスも走っていませんでしたね。

⑤山道なので信号也没有ありませんね。

⑥雪も降っていませんでしたね。

⑦車も故障しなかったですね。

⑧ガソリンがなくなったわけでもありませんね。

⑨通常なら16分しかかからない。でもその夜に限って32分もかかったというのですね。

⑩ではその余分にかかった16分間について話をしましょう。

この反対尋問からお分かりのように、誘導尋問を行い、その事実を認めさせることで、証人が言い訳をして逃げることができるスペースがどんどんと狭くなっていくわけです。図に書きますと・・・このように、誘導尋問により証人の逃げ道を狭めることで証人を追いつめていく、というのが、反対尋問のイメージ、ということになります。

3 それでは、その誘導尋問における具体的な質問は、何を用いるのが有効なのでしょう。それは、客観的な事実です。具体的に申しますと、①争いのない事実、そして②自己矛盾供述ということになります。それらの事実をを利用して誘導尋問により証人を追いつめていくのです。

①争いのない事実を用いた誘導尋問は、先ほどN I T Aの講師の方の尋問でご説明しましたので、次に②自己矛盾供述を用いた誘導尋問についてご説明いたします。

自己矛盾供述を用いた誘導尋問については、CCCという技法とCICCという技

法が存在しております。

C C Cとは、Commit, Credit, Confront の略です。Commit とは、深入りさせる、の意味です。Credit とは、信頼を与える、の意味です。そして Confront とは対面させる、の意味です。① Commit として、証人の公判廷供述は間違いない、と深入りさせる質問を行い、② Credit として、捜査段階における証人の供述調書の内容が信頼できることについての質問を行い、③ Confront として、証人の供述調書を示して、その信頼できるはずの供述調書では、公判廷供述とは全く逆の供述がされていることを確認させるわけです。① Commit と② Credit のそれぞれについて、間違いなく信頼できるのです、という質問を積み重ねることができればできるほど、③ Confront として供述調書を示した段階で、①と②が全く逆であることのインパクトが強くなります。

C C Cについて、先ほどと同様に東京でのN I T A研修で用いられましたケースを題材にご説明しましょう。被害者が主尋問において、事件の際に犯人の顔をはっきりと見ました、それは確かに被告人でした、という証言を行った場合の弁護人からの反対尋問の例です。

①あなたは、子供部屋にいた犯人の顔を見たということでしたね。

はい。

②犯人と目も合ったということでしたね。

そうです。

③犯人と目が合えば、衝撃だったでしょう。

はい。

④印象に残りますね。

そうですね。

⑤本当は、良く見ていなかったのではないですか。

そんなことはありません。

⑥目など合っていないのではないですか。

そんなことはありません。

⑦あなたは、○月○日の取調べで警察官に対して、犯人の顔を見ていたと説明したことは覚えていますね。

はい。

⑧警察官は、あなたが犯人の顔をどのように見ていたのかを詳しく聞きましたね。

はい。

⑨そのとき、犯人と目があったことを警察官に説明しましたか。

しているはずです。

⑩警察官は、あなたが説明した犯人の顔を見たときの状況を調書にしてくれましたね。

はい。

⑪あなたが説明したのに、わざと書かなかったというようなことがありましたか。

ありません。

⑫あなたの説明を変えて記載したことがありましたか。

ありません。

⑬証人の○月○日付警察官調書末尾の署名押印部分を示します。これはあなたの署名ですね。

はい。

⑭読み聞かせられましたね。

はい。

⑮読み聞かされて、あなたの供述と違うことが書かれているということがありましたか。

いいえ、ありません。

⑯あなたの供述どおりに記載されているということで署名押印をされたのですね。

そうです。

⑰供述調書の本文○行目以下、○項の冒頭部分を私が読み上げますので、内容に間違いがないか確認しながら聞いていてください。「○○○」。

⑩犯人と目があったと書かれていますか。

・ ・ 書かれていません。

続いてC I C Cのご説明をいたします。C C Cが、証人が捜査段階の供述とは違う供述を公判廷で行った場合の自己矛盾供述を用いた反対尋問であるのに対し、C I C Cは、証人が捜査段階には言っていなかった事実を、突然公判廷で供述した場合の反対尋問となります。

C I C CのIは、Important のIです。証人が今言った事実はとても重要な事実ですよ、そのような重要な事実なら、捜査段階で話をしているはずですね、捜査段階で言っていないなどということがあるはずはありませんね、という形で、公判供述と捜査段階での供述との対比をリンクさせる役割を果たします。

再び東京でのN I T A研修で用いられましたケースを題材に、C I C Cについてご説明いたしましょう。先ほどもご説明した移動時間の矛盾につき、被告人が「私は酒場を午後〇時にでて、駐車場で10分くらい休んでから、自宅に戻ったのです。だから移動に長い時間がかかったということはないのです。」という供述をしたとしましょう。それに対してC I C Cを用いて反対尋問を行ってみましょう。まず① Commit として、被告人の「駐車場で休んでから自宅に戻ったのです。」との公判廷供述は間違いない、と深入りさせる質問を行い、② Important で、それは自分のアリバイを成立させる重要な事実であることを被告人に認めさせる質問を行い、③ Credit として、捜査段階においける被告人の供述調書の内容が信頼できることについての質問を行い、④ Confront として、被告人の供述調書を示して、その信頼できるはずの供述調書では、公判廷供述とは異なり、「駐車場で休んでから自宅に戻ったのです。」との供述は全くされていなかったことを確認させるわけです。② Important を中心として、① Commit と③ Credit のそれぞれについて、間違いなく信頼できるのです、という質問を積み重ねることができればできるほど、④ Confront として供述調書を示した段階で、①と③が全く逆であることのインパクトが強くなることになるのです。

4 さて、実はこの自己矛盾供述が記載されている供述調書を直接示す反対尋問につい

ては、全国で行われている裁判所主催の模擬裁判において、そのような示し方は刑訴規則に反する、との検察官からの異議が出されることがあり、その異議を認める裁判所もある、との報告を受けておりますので、その適法性の根拠と、異議が認められてしまった場合の対処方法についてもお説明したいと思います。

参照条文

刑訴法 328 条

「第 321 条乃至第 324 条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であっても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。」

刑訴規則 199 条の 10

1 項「訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる。」

2 項「前項の書面又は物が証拠調べが終わったものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。」

刑訴規則 199 条の 11

1 項「訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）又は物を示して尋問することができる。」

2 項「前項の規定による尋問については、書面の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。」

3 項「第 1 項の場合には、前条第 2 項の規定を準用する。」

証人及び被告人の自己矛盾供述を用いて証言を弾劾する方法としては、①証言若し

くは供述のなされた後に、いわゆる弾劾証拠（刑訴法328条）として、以前になされた自己矛盾供述が記載された調書を証拠として提出する方法と、②証人尋問若しくは被告人質問において、証人若しくは被告人に直接示す方法があります（刑訴規則199条の10）。②が今ご説明しましたCCCとCICCです。日弁連の研修は②の方針によりなされています。

①については検察官から異議が出されることは通常はありませんが、さきほども申しましたが、②については、全国の裁判所主催の模擬裁判において、検察官から「記憶喚起のために調書を示している。」として異議が出される場合があります、裁判所もその異議を認めた場合があるとの報告がなされています。

日弁連の②の方法の主導者の方は、刑訴法やアメリカ法の研究から、刑訴規則199条の10は自己矛盾供述を直接示すことを許容している、との立場を採っております（日本弁護士連合会編『法廷弁護技術[初版]』（日本評論社、2007年）163頁以下、日本弁護士連合会編『法廷弁護技術[第2版]』（日本評論社、2009年）178頁以下。この立場は、刑訴規則199条の10が許容しているのは「証言が物を助ける」場合（物そのものでは事実を把握できない場合に、それを証人に示して証言を得ることで、物に意味が付与されることになる場合）であり、自己矛盾供述を示すことも「証言が物を助ける」場合に他ならない、と解釈します。同趣旨の立場を採るものとして、大島隆明「裁判員裁判における証拠調べのプラクティスに関する二、三の問題」『新しい時代の刑事裁判（原田國男判事退官記念論文集）』（判例タイムズ社、2010年）があります。）。

この点につき、NITA式の弁護活動を多くされている弁護士によると、刑訴規則199条の10のみを根拠として調書を示すことに対して異議が出される場合には、刑訴規則199条の10だけでなく、刑訴法328条をもあわせて根拠とすると、検察官の異議が通らなくなるのではないか、という説明がされております（「刑訴法328条によって証拠能力が与えられる自己矛盾供述の存在を確認するため、刑訴規則199条の10により証人に示します。」という示し方となります。）。

つまり、刑訴法328条が証拠とすることを許容する規定であり、刑訴規則199条の10が示して内容を認定するための規定であります。刑訴法328条が弾劾証拠を公判に顕出することを許容しているものの、その顕出方法については特段の制限を設けていません。そこで、刑訴法328条と刑訴規則199条の10をあわせて、証人や被告人に直接示す方法で公判廷に顕出する、という形となるわけです。

ただ、上述した日弁連の立場を正当なものと考えerかどうかは、基本的には裁判官の自由の問題であり、その意味において検察官の異議が認められてしまう可能性は否定できず、それに対する準備もしておく必要があります

裁判所主催の模擬裁判において検察官の異議を認めた裁判官からは、以下のような意見が、模擬裁判後の検討会で出されたそうです。

裁判官A「①刑訴規則199条の10を根拠として自己矛盾供述調書を示す点につき、署名指印部分の確認を超えて、内容の確認をするのは『成立、同一性その他これに準ずる』にあたるとする解釈は難しいのではないかと。②実質的な考慮として、裁判官としては、相手方の同意していない書面（つまり、伝聞証拠の疑いのある書面）が公判廷に顕出されるのは、なるべく避けたい。刑訴規則199条の10は、裁判長の許可を得ずに示すことができるとされているが、どのような書面を示すのかよく分からないまま、無許可に示され、いきなり読み上げられるというのは困る。③刑訴規則199条の11は、確かに『供述録取書を除く』と明確に記載してあるが、供述録取書を示すというということが不当な誘導となることから禁止されているに過ぎない。不当でないと判断できれば示すことができると考えている。まず、上述の手順にしたがって、示そうとしている書面が、自己矛盾供述であることを明確にする。そして、いきなり尋問者が調書を読み上げるのではなく、証人に示した上で、喚起された証人の記憶として、矛盾した供述をしたということを証人自身の証言として、話してほしい。」

裁判官B「弁護人は、自己矛盾供述の記載がある供述調書を示す刑訴規則上の根拠として199条の10を挙げていたが、『これに準ずる事項』とは、例えば凶器の刃こぼれや衣類等の汚点について説明を求めることをさすのであって、当該証人が作成し

た供述調書を示すためには、まず十分に記憶を喚起させ、尋問のみで弾劾した上、記憶を喚起する趣旨で（刑訴規則 199 条の 11）供述書を示すというのが、実務上確立した取扱ではないか。刑訴規則 199 条の 11 では『供述を録取した書面を除く』とされているが、長岡哲次判事の『書面等を示しての尋問』（判例タイムズ 676 号（判例タイムズ社、1988 年）4 頁）においても、『不当な影響どころか、むしろより正確な供述が得られそうなきには、供述録取書を示してもよい筈である』（6 頁）等と記載されているので、刑訴規則 199 条の 11 で例外的に供述録取書を示しうると解釈できる。」

以上の裁判官の意見をまとめると、①刑訴規則 199 条の 10 で確認できるのは、署名押印部分の確認に限られる、②刑訴規則 199 条の 11 は、誘導とならないような自己矛盾供述調書を示す方法を禁止する趣旨ではない、③ただ、刑訴規則 199 条の 11 で自己矛盾調書を示す場合には、刑訴規則 199 条の 10 とは異なり、裁判所の許可が必要である、というものになります（この立場に立つものとして、田中伸一「証人の検察官調書を示す尋問」判例タイムズ 1322 号（判例タイムズ社、2010 年）があります。）。

仮に、裁判所が検察官の異議を認め、さらに刑訴規則 199 条の 11 による裁判所の許可も得られないような場合には、自己矛盾供述調書を直接示すことはできなくなります。その場合には従前から用いられてきた、証言若しくは供述のなされた後に、いわゆる弾劾証拠（刑訴法 328 条）として、以前になされた自己矛盾供述が記載された調書を証拠として提出する方法が、裁判員裁判においても有力な手段となることになります（自己矛盾供述調書の内容を証人に読み聞かせ、証人尋問後に弾劾証拠として提出したことが有効であった参考事案としては、作花知志「[殺人未遂等被告事件] 公判前整理手続活用で殺人未遂を傷害に」季刊刑事弁護 53 号（現代人文社、2008 年）88 頁がありますので、ご参照下さい。読み上げ前に、刑訴規則 199 条の 10 に基づき署名押印部分の確認を行い、その上で内容を弁護人が読み上げる方法もあります。なお、公判前整理手続では証拠調請求を行わなかった証拠を、公判段階で弾

効証拠として提出することに、刑訴法 316 条の 3 第 1 項における「やむを得ない事由」が認められることについては、名古屋高裁金沢支部平成 20 年 6 月 5 日判決（判例タイムズ 1275 号（判例タイムズ社、2008 年）342 頁）をご参照下さい。）。

5 最後になりますが、反対尋問のその他の注意点をご説明いたします。

(1) ① 1 つの問いに 1 つの事実。

これは主尋問と同じですね。細かな事実を積み重ねていくことが、尋問の基本となります。日本弁護士連合会編『法廷弁護技術[初版]』（日本評論社、2007 年）第 7 章反対尋問 111 頁には「ひとつの質問は、なるべく個別的で簡潔にすべきである。ひとつの質問が、速記録 1 行で収まるのが理想である。一文の中に複数の問いが含まれるような複合質問は禁忌である。」と記載されております（なお、2005 年 11 月の刑訴規則改正で、規則 199 条の 13 第 1 項として、「訴訟関係人は、証人を尋問するに当たっては、できる限り個別的かつ具体的で簡潔な尋問によらなければならない」と規定されるに至りました。「具体的で簡潔な」の部分が追加された文言です。）

(2) ② 質問に評価を入れない。評価を含んだ答えをされると証人に逃げ道を与えてしまう。

③ 事実を聞いて評価を聞かない（証人と議論をしない）。

④ 質問に尋問者の意見を入れない。事実を聞く。

⑤ 答えの分からない質問はしない。説明をさせない。

②ないし⑤は、すべて反対尋問は誘導尋問を用いて行うこと、それは証人に自分に都合のよい説明をさせないことが目的であることにおいて、共通したものです。

例えば、「廊下には血がたくさん落ちていましたね。」と聞くと、「いえ、そうたくさんでもなかったです。」と答えられてしまいますし、「被害者はひどい傷を負っていましたね。」と聞くと、「いえ、そうひどくそうでもなかったです。」と答えられてしまいます。質問に評価を入れると、その評価の部分で言い訳をされてしまうのですね。

(3) ⑥ 主尋問を繰り返し聞かない（塗り壁尋問をしない）。

反対尋問は、主尋問における供述を弾劾するために行います。せっかく主尋問で重

複尋問が禁止されているのに（刑訴規則199条の12第2項2号。だからこそ、主尋問ではループクエスチョンを用いて、重要事項を裁判員に印象づけようとするわけです。）、反対尋問で再度主尋問の内容を答えさせ、しかもそのことにより証人の言い分が固められる結果となりますと、裁判員にその事実を強く印象づけてしまいますね。ですので、反対尋問では、主尋問を繰り返し聞かないこと、塗り壁尋問をしないことが大切なのです。

以上

最終弁論

弁護士 作花知志

1 なぜ最終弁論を行うのか

それではこれから、最終弁論について、お話をさせていただきます。

まず最初に、なぜ私たちは最終弁論を行うのかについて、皆さんとご一緒に考えてみたいと思います。なぜならば、そこから私たちが最終弁論で行うべきことが、自然と見えてくるからです。

最終弁論の目的は何でしょうか。最終弁論は、なぜ行うのでしょうか。それは、評議室におけるあなたの代弁者を1人でも多く作ることです。

結審後の評議室に、弁護人が入って議論に加わることはできません。証拠のここがポイントなんです、検察官が言っていることはおかしいでしょう、と、裁判員が評議室で議論をしている最中に、横から耳打ちをして影響を与えることはできないのです。

評議において、弁護人の主張こそが正義に合致すると考えた裁判員の口から、まさに私達が主張した内容が述べられる、他の裁判員や裁判官が反対の意見を述べたとしても、それに反論していつてもらえる、そのような代弁者を作る必要があります。代弁者が多ければ多いほど、私たちの求める判決が出される可能性が高くなるのです。

足利事件においては、法曹三者の皆が菅家さんを有罪だと思っていた第一審の段階で、菅家さんは無罪ではないかと考えていた女性がいたそうです。その方は、菅家さんに手紙を書き、面会を求め、本当は無罪なのではないかと問いかけ、菅家さんが無罪だと伝えたと、支援活動を始め、再審無罪まで支えたそうです。

仮に足利事件が裁判員裁判で行われ、その女性が裁判員として参加していたとするならば、その方が、評議において裁判官や他の裁判員に話し合いで負けないような、主張を与え、理由を与え、根拠を与え、武器を与える必要があります。そのような方が弁護人の代弁者となってくれるのです。

さらに付け加えますと、裁判員に代弁者となっていただくためには、私たちの最終弁論に共感していただくことが必要です。裁判員が最終弁論の内容に共感を持つこと

により、弁護人の主張こそが正義に合致するのだと考えて、私たちの代弁者となってくれるのです。

それではこれから皆さんとご一緒に、裁判員に共感していただき、私たちの代弁者となっていていただくためには、どのような工夫が最終弁論に必要なのかについて、色々な観点から検討していきたいと思います。

2 どのように始めるべきか、どのように終わるべきか

まず最初に、最終弁論はどのように始めるべきかについて、考えたいと思います。私たちの最終弁論に共感していただき、代弁者となっていていただくためには、どのようにして始めるべきなのでしょう。冒頭陳述についての研修を終わられている皆さんでしたら、もうお分かりだと思います。もちろん、強く始めるのです。

私たちは最終弁論の導入部分で、裁判員の注意と関心を瞬時に引きつける必要があります。加えて、最終弁論の導入部分は、弁護人が求める判決が明確に、かつ簡潔に示されていなければなりません。

「森澤さんは無罪です。」と始まる最終弁論と、「裁判員の皆さん、長い間お疲れ様でした。」と始まる最終弁論とでは、おそらく裁判員の注意と関心の引きつけ方は違ってくるでしょう。そして、裁判員の注意と関心を引きつけることができなかった最終弁論では、その内容への共感の度合いも低いものとならざるをえないでしょう。私たちはこのようなことに気をつけて、最終弁論を始める必要があります。

これに対して、最終弁論はどのように終わらせるべきでしょうか。裁判員の共感を得て、あなたの代弁者を1人でも多く作るためには、最終弁論は、もちろん強く終わらせなければなりません。

人は、その見聞きしたもののうち、最初と最後に見聞きしたことを最もよく記憶する傾向があるとされています。これを初頭効果（primacy effect）と新近効果（recency effect）と言います。最終弁論は、その内容に共感していただき、評議における代弁者を作るために行うわけですから、その意味において、当然、最初と最後は強く行わなければならないのです。

3 何を軸にして語るべきか

最終弁論は、ケースセオリーを軸にして、進めていく必要があります。

弁護人は、公判前にケースセオリーを確立し、それを冒頭陳述で公判廷に顕出しました。

そのケースセオリーは、証人の証言、文書、証拠物により具体化され、支えられたはずです。そして最終弁論において、私たちは、ケースセオリーとそれら証拠との結びつきを軸に、話を進めていくのです。

ケースセオリーは、裁判員裁判において、冒頭陳述、証拠調べ、そして最終弁論を貫く軸となる存在です。

とすると、裁判員の共感を得るためには、弁護人のケースセオリーそのものが、裁判員の感性と常識に合致している必要があります。その意味で、ケースセオリーの設定そのものが（いかなるケースセオリーを設定するかという点が）最も重要なのです。

ケースセオリーは、①テーマを持ち、首尾一貫していなければならない、②シンプルであり明快でなければならない、③裁判員の疑問点や知りたい事柄に答えていなければならない、などとされています。これらのことがケースセオリーに必要であるとされているのは、すべて最終弁論で裁判員の方々に共感していただくためなのであります。

4 何を語るべきか

私たちは、最終弁論で何を語るべきなのでしょうか。

皆さんが既に、冒頭陳述の研修で学ばれたとおり、冒頭陳述は、事実を語る場であり、評価を行う場ではありません。

それに対して最終弁論は、評価を行う場であります。議論を行う場であります。最終弁論は、なぜ弁護人が求める結論が判決で採用されるべきなのか、なぜそれが正義に合致しているのかについての理由を伝えるものです。その理由とは、すなわち、証拠の評価でありまして、証拠について評価をする、議論をするのが最終弁論ということになります。

5 どのように語るべきか

職業裁判官を説得するために行われてきたこれまでの最終弁論は、書面を作成し、それを法廷で読み上げる形式で行われてきました。その説明の方法も、いわゆる論理的な説得でありました。

それに対して裁判員裁判では、市民の方々が、その感覚を裁判に反映させる目的で、裁判員として裁判に参加されます。初めて裁判所に来られ、初めて実際の裁判に参加された市民の方々の心を最後につかむためには、書面を読み上げる形式ではなく、口頭による弁論を行うべきです。

そして説明の方法も、職業裁判官に対するような論理的な説明ではなく、市民の方々の理性、感覚に訴えかけるような、全人格的説得を行うべきです。

最終弁論の内容は、もちろん分かりやすいものでなければなりません。実は、自分が話す内容を相手に伝えることは、とても難しいのです。話している自分自身は頭の中で話の内容を理解しているのに対し、聞いている方は、話された内容を消化しながら聞いているからです。私たちが投げかけた言葉を、裁判員の方々が十分に消化できるように、簡潔に、分かりやすい言葉で、理解しやすいスピードで、十分な間を持って話すことが必要です。

また、声の速度、調子、抑揚、大きさは、説得のための重要な道具です。それらは、話題の転換を合図するために利用することができます。また裁判員の注意を喚起するために利用することもできます。出来事を速い口調で述べた場合、それがとてもすばやく起こったように感じるでしょう。ゆっくりとした口調で述べた場合、その出来事があたかもスローモーションのように、裁判員の頭の中で再現されるでしょう。

裁判員の方々に十分に理解していただくためには、1つの文には1つの意味を入れるワンセンテンス・ワンミーニングは有効です。それは、1つの文をできるだけ短くすることを意味します。

最終弁論の内容に見出し、ヘッドラインを用いることも有効です。ヘッドラインは、最終弁論が次に語る内容を知らせます。ちょうど新聞が読み手の関心を引きつけるた

めにヘッドラインを利用しているように、それは、最終弁論の間の裁判員の注意を引きつけるために利用されるのです。ヘッドラインを用いることによって、裁判員は、これから詳しく述べられることの内容を、コンパクトに知ることができます。

テーマなどの大事な部分は、それを繰り返すことによって、裁判員がその部分を記憶にとどめることができ、かつ理解しやすくなります。

私たちが気をつけなければならないことがあります。それは、私たちの主張を押しつけるのではなく、裁判員自身に結論を導いてもらえるようにしなければならないということです。その意味で最終弁論は、裁判員の方々の感情に気を配り、押しつけがましい表現をしてはいけません。

意見を押しつけられれば、裁判員の方々はそれに反発します（作用・反作用の法則）。押しつけがましい表現をするのではなく、問いかけや「～ではないでしょうか」などの反語表現（裁判員に判断を委ねる表現）を用いるのも有効な手段でしょう。

最終弁論では、ビジュアルエイドを使用すべきでしょうか。人は、耳から入る情報よりも視覚から入る情報により強い影響を受けます。その意味でビジュアルエイドは有効です。また、証拠として許容されたものは全て、最終弁論で使用するすることができます。

ただし、ただ読ませるだけのような使い方では、書面を読み上げるのと何ら変わらなくなってしまう。ビジュアルエイドは、あくまでも最終弁論を明確にしたり、強調するための補助手段であることを認識して、有効に使っていただきたいと思えます。

6 弱点のケア、弱点の指摘

最終弁論では、自分にとっての不利な証拠などの、弱点への言及は行うべきでしょうか。これは、必ず行うべきであります。コミュニケーションについての調査で、聞き手の納得を得る要因の1つとして、送り手の信頼があるとされています。つまり、弁護人が有利な事実と不利な事実の両方に言及することで、裁判員の方々は、弁護人のバランス感覚と公平さを感じ取り、より進んで信用するようになることが期待でき

るわけです。

ただし、初頭効果と親近効果を考慮すると、弱点は最終弁論の中央で触れるべきでありまして、最初と最後の部分で触れるべきではありません。つまり弱点は、最終弁論の中央で、埋め込むように触れるべきです。

では逆に、検察官の弱点についてはどうでしょうか。弁護人の最終弁論は、検察官の論告（最終弁論）の後に行われます。評議室におけるあなたの代弁者を1人でも多く作るためには、検察官が冒頭陳述での約束を果たせなかったことを強く指摘するべきです。

例えば、「私はこれから、この事件で検察官がいかに証明に失敗したかを明らかにします。そして検察官が解明できなかった3つの疑問、森澤さんに殺人未遂罪が成立するとされるためには、常識的にみて3つの疑問が解明されないまま残されていることについて順次ご説明いたしましょう。」という説明方法は有効なのではないでしょうか。

7 刑事裁判の原則（無罪推定の原則・証明責任）への言及

刑事裁判の原則であり、裁判員の判断基準である無罪推定の原則や証明責任については、最終弁論で触れるべきだと考えます。

参考資料

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律39条の説明例（平成19年5月2日最高裁規則制定諮問委員会議事録参考資料）

「証拠を検討した結果、常識に従って判断し、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられる場合に、有罪とすることになります。逆に、常識に従って判断し、有罪とすることについて疑問があるときは、無罪としなければなりません。」

無罪推定の原則や証明責任は、既に裁判官から説明されているのではないかとと思われるかもしれませんが、しかし、実はそれらの法原則は、決して内容が固定的なもので

はなく、むしろ積極的な意味内容が与えられるべき存在です。

例えば、平成22年4月27日に最高裁は、間接証拠から有罪を認定する基準につき「被告人が犯人ではないとしたら合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難な）事実が含まれていなければならない」とする新しい判断を示しました。

法原則に判例による具体的な意味づけが行われている場合、弁護人は最終弁論で、積極的にその立場を説明するべきでしょう。

ただし、その説明は抽象的に行うのではなく、その事案における特定の証拠の疑問を具体的に示したうえで行うべきです。「これらの疑問は、みなさんの心の中に、森澤さんを有罪とすることにためらいを残さないでしょうか。」と具体的な問いかけを行うべきでしょう。

8 裁判員の心をつかもう

これまで述べてまいりましたように、最終弁論では、裁判員の共感を得ることが目的です。

裁判員に共感していただき、私たちの代弁者となってほしいと考えた時、私たちは法廷のどこで最終弁論を行うべきでしょうか。当然、裁判員の前、正面の位置に立つべきですね。

最終弁論の際の視線はどうするべきでしょうか。もちろんアイコンタクトですね。アイコンタクトは目と目の会話です。

人に、自分の話にシンパシーを感じていただくためには、当然、相手の目を見なければなりません。これまでの職業裁判官だけの裁判のように書面を読み上げたり、メモを読んだりすると、その分シンパシーを感じていただけなくなるのではないのでしょうか。

私たちは、9名すべての判断者と順次、継続的にアイコンタクトを取るべきです。そうすることで、裁判員の注意と関心を集中させることができ、かつ私たちは判断者の反応（つまり、自分の最終弁論に関心を示しているか、飽きていないかなど）を観

察することができるからです。

最終弁論の際、私たちは動くべきでしょうか。体の動きは、強調あるいは話題転換の際の注意喚起のために利用することができます。議論のテーマが変わる時などに移動すると、緊張感が生じ、これから話題を変えようとしていることを裁判員に伝えることができます。裁判員に向かって動くことは、自分がまさに言おうとしていることの重要性を強調することになります。

これに対し、体の動きは、無目的に行うのでは、効果がないことに注意すべきです。絶えず動くことは、裁判員の注意と関心をそらすだけではなく、効果的な動きを行うことを不可能にしてしまうからです。

これらの配慮ができたなら、きっと多くの裁判員が、皆さんの主張の代弁者となってくれることと思います。

以上